# 所沢市地域学校協働活動
# ミニハンドブック



所沢市教育委員会では、令和７年度より全ての公立小中学校で「学校運営協議会制度」を導入し、地域学校協働活動もあわせて推進しています。

地域学校協働活動は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

本ハンドブックは、活動の参考となる情報を掲載しております。

令和８年４月

所 沢 市 教 育 委 員 会

## 1　地域学校協働活動

### ○地域学校協働活動とは

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、**「学校を核とした地域づくり」**を目指して、**地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動**です。

活動を進めるにあたっては、地域と学校がパートナーとして双方向の関係性になることはもちろんですが、次代を担う子どもたちに対してどのような資質を育むのかという目標を地域と学校が共有すること、地域住民や団体同士の緩やかなネットワークを構築して活動に応じて連携・協働することも重要です。

### ○具体的な活動

社会教育法第５条第２項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。地域や学校での従来での活動や、学校運営協議会の熟議による取組など様々な活動が考えられます。

（社会教育法第５条第２項で規定する活動）

- 学校の授業終了後又は休業日に学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

| 主な分類 | 内容 |
|---|---|
| 学習支援 | ・授業補助<br>・図書の読み聞かせ |
| 学校環境整備 | ・花壇の整備<br>・通学路の整備<br>・図書の整理<br>・プール清掃 |
| 子どもの安全安心 | ・登下校の見守り<br>・あいさつ運動<br>・地域の方と一緒に行う防災教育 |
| 家庭教育支援 | ・家庭教育学級での保護者の学び<br>・子育て情報の提供 |
| 地域理解 | ・郷土学習<br>・伝統文化体験 |
| 地域活動への参画 | ・地域の祭りへの協力<br>・地域の清掃活動への中学生の協力<br>・地域活動の企画と実施 |

## 2　地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

### ○地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員は、学校の教育的ニーズと地域の力をつなぐコーディネーターです。社会教育法第では次のように規定されています。

> 社会教育法
>
> 第９条の７　教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。
>
> ２　地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

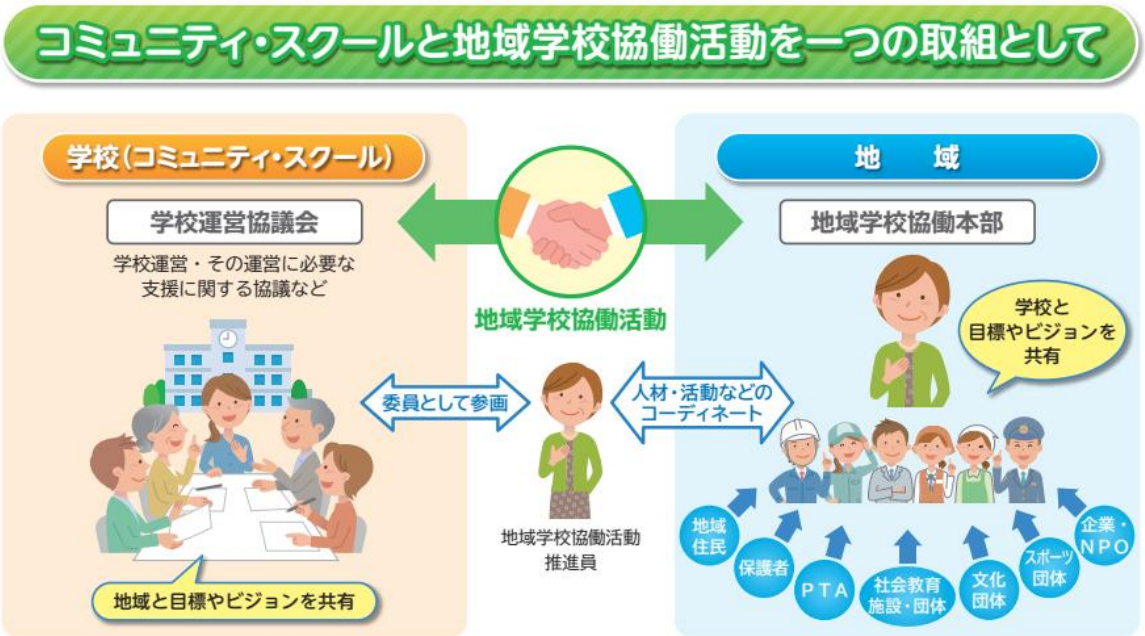
### ○地域学校協働活動推進員の役割

学校のニーズを把握し、地域の力を活かすとともに、学校と地域が連携・協働するために以下の役割を行います。

- 学校運営協議会に委員として参画、進行のための資料作成
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、民間企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進



≪コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のイメージ図≫




出典：文科省パンフレット「これからの学校と地域　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（2020）.P11

**〇活動の保険**

推進員の活動中の事故等によりケガをした場合には、「学校年間包括保険」の対象となりますので、まずは学校へご相談ください。

**〇活動の謝礼**

１日４時間、年間９６時間を上限に、地域学校協働活動の各種活動や準備、学校運営協議会の会議や準備、学校や地域の方々との打ち合わせなどに対して、教育委員会より謝礼を支払います。各学期（１学期・２学期・３学期）の活動報告書に基づいて、各学期ごとに支払います。なお、活動に係る交通費は支給しておりません。

## ３　所沢市の地域学校協働活動

**〇各学校での地域学校協働活動**

各学校で従来行われてきた活動（学校応援団等）を中心に、地域学校協働活動が進められています。今後、学校運営協議会と地域学校協働活動が一体的に推進されることで、活動自体がこれまでより大きなものになることや、参画する人々が増えて多様になっていったりすること、学校運営協議会での熟議から新たな取り組みが進められることも想定されます。そのため、活動に参加する人々が協議をしたり、共通理解を図ったりする場が効果的であり、それらを結ぶ「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」の役割が大切になってきます。

**〇よりよい活動をしていくために**

地域学校協働活動推進員として期待される役割があるため、その分負担やプレッシャーを感じたり、悩みを抱えたりすることがあるかもしれません。地域と学校がパートナーとして進める活動なので、活動で悩んだことがありましたら抱え込まず、学校に相談したり、学校運営協議会委員や地域の方にも相談しながら進めてください。教育委員会でもご相談をお受けいたします。

また、今までの活動をより充実させていくための参考として、国や埼玉県の実践事例や、市教育委員会からの情報を是非確認してください。市教育委員会主催の会議・研修、国・埼玉県の研修も案内してまいりますので、こちらも積極的にご参加ください。

＜参考＞　学校と地域でつくる学びの未来（文科省）　　地域学校協働活動実践事例集（埼玉県）

お問合わせ

【地域学校協働活動】　教育総務部　社会教育課　電話：04−2998−9242

【コミュニティ・スクール】　学校教育部　学校教育課　電話：04−2998−9238